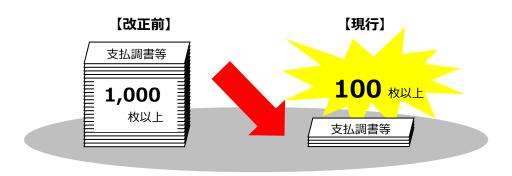
で上TAX 又は 光ディスク等 による 提出基準について

前々年(R 4 年)の源泉徴収票の提出枚数が「 **1 0 0 枚以上**」の場合、 eLTAX 又は光ディスクによる提出が必要です。

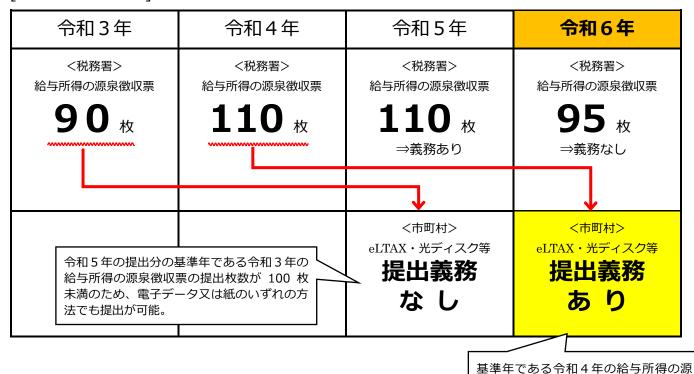
○国税における支払調書等の電子提出(e-Tax・光ディスク等)の提出義務基準引き下げに伴い、 地方税における給与支払報告書等の電子提出(eLTAX・光ディスク等)の提出義務の判定 基準となる「その年の前々年に提出すべきであった支払調書等の枚数※」が「100枚以上」に 引き下げられました。

※支払調書等の枚数・・・給与支払報告書にあっては、所得税に係る給与所得の源泉徴収票の枚数

○この改正は、**令和3年1月1日以降に提出すべき給与支払報告書**について適用されます。



[提出義務の判定例]



お問い合わせは、佐伯市役所税務課市民税係(TEL0972-22-4501)まで

泉徴収票の提出枚数が 100 枚以上のた

め電子データでの提出が必要。